

日本歯科保存学会会員各位

特定非営利活動法人日本歯科保存学会歯科保存専門医制度導入について

謹啓

会員各位におかれましては、日頃より学会活動にご協力頂き感謝申し上げます。

さて、6月2日に開催された日本歯科保存学会総会で歯科保存専門医制度導入案を提案しましたところ、満場一致でご賛同頂きましたことをご報告申し上げます。

日本歯科保存学会では、医療水準の向上、普及を図ることを目的として保存治療認定医制度を導入してまいりました。しかし、歯科保存学の各分野の進歩は著しく、国民が高い水準の治療を受けるためには、学問の進歩に対応できる広範な知識と錬磨された技術、技能を備えた優れた臨床医を社会に送ることが必要であり、これを通じて社会に貢献することが学会の使命であると考えております。

以上のことから、日本の歯科医療の向上、発展のため、現在の歯科保存治療認定医制度から歯科保存専門医制度に移行する次第であります。なお、特定非営利活動法人日本歯科保存学会では、手続きの一環として、平成17年3月25日に日本歯科医師会および日本歯科医学会に、歯科保存専門医の標榜に関する申請書類を提出しております。

会員各位におかれましても、歯科保存専門医制度の趣旨をご理解の上、一層の医療水準の向上をお願い申し上げます。

謹白

平成17年6月30日

特定非営利活動法人 日本歯科保存学会

理事長 恵比須繁之

認定委員会委員長 新井 高